

保護者様

大阪市立金塚小学校
校長 山本 信吾

台風・地震等非常災害に伴う措置について

台風・地震等による非常災害時の措置につきまして、下記のようにいたします。保護者の皆様は、テレビ等の情報に十分ご注意のうえ、ご協力をお願いいたします。

— 記 —

午前7時の時点で、下記の態様及び規模の災害が発生した場合、臨時休業になります。

また、午前7時を過ぎて始業時刻までに下記のいずれの態様及び規模の災害が発生した場合についても臨時休業になります。

1. 台風について

「**大阪市**」に『**暴風警報**』もしくは『**暴風雪警報**』または『**特別警報**』が発表されている場合。

2. 河川氾濫について

区内のいずれかの地域において**大阪市（大阪市長）**より、**河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）**の発令があった場合。

3. 地震について

大阪市内のいずれかの地域において、**震度5弱以上**の地震が発生（**気象庁発表**）した場合

4. 南海トラフ地震に関する情報（臨時）について

南海トラフ地震に関する情報（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（**気象庁発表**）が発表された場合。

※ ただし、1～4の事象以外の場合でも登校時の安全が確保できない事態や学校の施設の被害等で教育活動の実施が困難となる事態が生じるおそれがある場合には、学校長の判断により臨時休業となることがあります。（メール配信、ホームページ掲載等でお知らせします。）

※ 始業後に1～4の態様及び規模の災害が発生した場合は、下校時刻を早めて、保護者または、知り合いの大人の方にお迎えにきていただき、一緒に下校するようにさせていただきます。（家庭が不在の場合は連絡が取れるまで学校で待機させます。）

※ 上記のいずれの場合もいきいき教室はお休みになります。